

公募公告

下記のとおり公募に付する。

記

1. 公募に付する事項

- (1) 件名 岡山地方合同庁舎における清涼飲料水自動販売機の設置
- (2) 設置場所 岡山市北区桑田町1番36号 岡山地方合同庁舎
(1階)自動販売機1台
- (3) 使用許可期間 令和7年6月20日(金曜日)～令和12年6月19日(水曜日)
(必要に応じ、原則として一度に限り更新が可能。)

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 各省各庁から、指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認めるものを含む。)であること。
- (4) 中国財務局の契約担当官等と締結した契約において、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
また、同担当官等が行った入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を締結しなかった者でないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与して

いる者ではないこと。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (12) 飲料水等自動販売機の設置実績があること。
- (13) 下記3.の参加要領の説明を受けた者であること。

3. 参加要領の説明

- (1) 日時：令和7年4月25日(金曜日)から令和7年5月15日(木曜日)まで
9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時00分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (2) 場所：岡山市北区桑田町1番36号 岡山地方合同庁舎 4階
中国財務局 岡山財務事務所 総務課 経理係

4. 公募申請書の提出

令和7年5月15日(木曜日)17時00分までに上記3.(2)まで提出すること。

5. 公募申請書の無効

上記2.に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の公募申請書は無効とする。

6. 選定結果の公表

選定後において、決定業者の氏名、住所等を公表するものとする。

以上公告する。

令和7年4月25日

岡山地方合同庁舎管理庁
中国財務局岡山財務事務所長 小田川 浩二